

地方厚生局長への届出事項に関する事項

当院は厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。

当院が厚生労働大臣より認められている施設基準は以下のとおりです。

【基本診療料】

- ・回復期リハビリテーション病棟入院料 4
- ・精神療養病棟入院料
- ・認知症治療病棟入院料 1
- ・診療録管理体制加算 3
- ・データ提出加算 1 及び 3

【特掲診療料】

- ・MRI撮影（1.5テスラ以上3テスラ未満の機器）
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・認知症患者リハビリテーション料
- ・精神科作業療法
- ・精神科ショート・ケア（大規模なもの）
- ・精神科デイ・ケア（大規模なもの）
- ・治療抵抗性統合失調症治療指導管理料
- ・医療保護入院等診療料
- ・重度認知症患者デイ・ケア料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・入院ベースアップ評価料 19

食事療法について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。